

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

記録によれば、申立人は、大阪地方裁判所に訴訟費用執行免除を申し立て、その却下決定に対し即時抗告を申し立て、これが棄却されるや異議を申し立て、異議申立棄却決定に対し、本件特別抗告に及んだものであることが認められるところ、即時抗告棄却決定に対し異議申立をすることができないことは、原決定の示すとおりであるから、本件特別抗告の申立も不適法といわざるをえない（なお、本件特別抗告申立を右即時抗告棄却決定に対するものとみても、刑訴法四三三条二項に定める期間を経過後のもので不適法である。）

よつて、同法四三条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年六月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	環		昌	一
裁判官	横	井	大	三
裁判官	寺	田	治	郎